紙谷　惣（昭和四十年三月二十八日生）	神奈川県相模原市千代田四―二―十八サンプラザ千代田二〇五	TG三二四五二八三（平成十五年二月三日）	紙谷　惣	平成二十二年八月十九日、東京簡易裁判所から殺人、死体損壊・遺棄、逮捕監禁事件被疑者として逮捕状が発付された。		
八ツ田和夫（昭和二十年八月十一日生）	1613―6611 MINORU BLVD. RICHMOND, BC, CANADA	TZ〇二三七三四二（平成十六年六月十日）	八ツ田和夫	平成二十二年九月四日、東京簡易裁判所から競馬法違反事件被疑者として逮捕状が発付された。		
毎熊　利貴（昭和五十五年八月二十七日生）	東京都中野区中央二丁目十五番六号	TG二八六〇二一一（平成十四年十一月十三日）	毎熊　利貴	平成二十二年六月二十八日、町田簡易裁判所から住居侵入・強盗事件被疑者として逮捕状が発付された。		
中西　俊昭（昭和四十年二月一日生）	大阪府松原市天美我堂一―七朝日プラザ松原B棟四〇七号	TF九七二三七七五（平成十三年四月五日）	中西　俊昭	平成二十二年八月五日、大阪簡易裁判所から組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反事件被疑者として逮捕状が発付された。		
鈴木　和寿（昭和五十三年八月五日生）	東京都新宿区西新宿七―二十二―三十一柏木MURA四〇九号	TG〇一六〇八一三一（平成十三年六月五日）	鈴木　和寿	平成二十二年五月十三日、川口簡易裁判所から詐欺事件被疑者として逮捕状が発付された。		
工藤　正文（昭和二十七年十月二十九日生）	岡山県岡山市野田屋町二丁目八―三（ニューー岡ビルマンション三〇三）	TG一一五七〇九三一（平成十三年十一月十五日）	工藤　正文	平成二十二年十月十八日、岡山地方裁判所から窃盗事件被疑者として逮捕状が発付された。		
奥原　大治（昭和五十二年十二月十日生）	埼玉県坂戸市東坂戸二丁目三十三番五〇四号	TG一一四四八一四（平成十三年十二月十八日）	奥原　大治	平成二十二年七月二十二日、東京簡易裁判所から詐欺事件被疑者として逮捕状が発付された。		
小沼　康男（昭和二十四年一月一日生）	群馬県安中市古屋二四一―十四	TG一六六八四八八（平成十四年三月二十六日）	小沼　康男	平成二十二年十月十五日、高崎簡易裁判所から殺人・銃砲刀剣類所持等取締法（加重所持）違反事件被疑者として逮捕状が発付された。		
塙　俊雄（昭和十七年四月一日生）	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町二―二十五―二十一―六〇一	TG二一九〇四九〇（平成十四年六月十九日）	塙　俊雄	平成二十二年九月十七日、市川簡易裁判所から覚せい剤取締法違反事件被疑者として逮捕状が発付された。		
大沢　悠也（昭和五十四年五月二十二日生）	東京都板橋区高島平九―一―六―九二六	TG二七一三四七五（平成十四年九月十三日）	大沢　悠也	平成二十二年六月二十四日、八王子簡易裁判所から殺人事件被疑者として逮捕状が発付された。		
伊藤　哲也（昭和五十七年十一月二十五日生）	千葉県成田市中台四―三―十―五〇一	TG三二〇四五一八（平成十五年一月六日）	伊藤　哲也	平成二十二年九月三日、東京簡易裁判所から詐欺・恐喝事件被疑者として逮捕状が発付された。		
平良　広和（昭和四十三年九月十五日生）	東京都江戸川区東葛西五―十四―十五シルバーハイツ一〇七	TH一八八一六八二（平成十八年十一月六日）	平良　広和	平成二十二年八月二十一日、神戸地方裁判所から詐欺事件被疑者として逮捕状が発付された。		
安原　太一（昭和五十五年九月十一日生）	東京都目黒区八雲五―十一―二十三	TH二九〇二五八七（平成十九年三月十六日）	安原　太一	平成二十二年八月六日、神戸簡易裁判所から詐欺事件被疑者として逮捕状が発付された。		

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則に基づく指定に関する規程について

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第１条第１項第２号ハの規定に基づく指定に関する規程（平成二十二年十一月五日文部科学大臣決定）を次のとおり公表する。

平成二十二年十一月十五日

文部科学大臣　高木　義明

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第１条第１項第２号ハの規定に基づく指定に関する規程

第１章　総則

（趣旨）

第１条　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「規則」という。）第１条第１項第２号ハの規定による指定の基準及び手続等については、この規程の定めるところによる。

第２章　指定の基準

（修業年限）

第２条　規則第１条第１項第２号ハの規定に基づき各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるもの（以下「指定教育施設」という。）の修業年限は、原則として３年以上とする。

（授業時数）

第３条　指定教育施設の授業時数は、学科ごとに、１年間にわたり800時間以上とする。

（同時に授業を行う生徒）

第４条　指定教育施設において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

（授業科目）

第５条　指定教育施設においては、中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者等に対して、中学校又はこれに準ずる学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高度な普通教育に類する教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

（教員数）

第６条　指定教育施設に置かなければならない教員の数は、次の表に定めるところによる。